

福井市の公民館のあゆみ（その4）

7. 昭和60年代の福井市の公民館活動（公民館の管理・運営及び職員体制の確立）

昭和59年 行政改革により出張所が廃止、それに伴い公民館主事が1名増員
福井市公民館管理運営に関する規則を全面改正

昭和59年4月、総務課管轄の出張所が廃止され、市民課管轄の連絡所が市内9か所（旭、豊、社南、麻生津、川西、森田、東足羽、殿下、国見）に設置された。それに伴い、

○出張所が担っていた業務の一部を公民館が行う。

- ①市政広報・通知その他の文書配布業務、②各種団体業務、③行政嘱託員の名簿作成及び委嘱事務の引き継ぎ
④住民自治功労者の表彰及び福井市町内会長、区長連合会連絡協議会の表彰に関する事務

○各公民館主事が1名増員（1名増員は昭和59年、60年の2か年をかけて行われた。）

＜出張所職員の削減及び公民館が社会教育の拠点となるための公民館職員体制の強化による＞

○公民館の円滑かつ適正な管理運営の基本的事項を定めた『福井市公民館管理運営に関する規則』が全面改正

- ①公民館運営審議会委員の任期を1年から2年へ延長すること
②主事の新規任用に関して、推薦制度をなくし一般公募したうえで、教育委員会に内申すること
③公民館の利用時間（9：00～19：00）及び休館日（毎週月曜日《第三日曜日が属する週は第三日曜日》）、国民の祝日に規定する休日、年末年始）を全館統一とすること

昭和63年 福井市公民館職員設置要綱が制定

○公民館職員の任用・勤務条件等に関する必要事項が示された。

＜主事が公募されることにより勤務時間や仕事の内容が明確化され、職業人としての公民館主事が確立されてきた＞

○公民館は団体の活動については支援・指導面で関わるような方向性を示した。

- ・生涯学習時代を迎え、市民を対象としたさまざまな事業（男女共同参画事業や環境事業など）が行政施策として打ち出され、事業実施の主体が公民館になることが多くなった。
- ・地域にある各種団体の事務的仕事も公民館主事が受け持つなど公民館依存が強くなり、公民館が本来の教育事業に携わる時間が希薄になってきた。

教育委員会では、各社会教育団体や学級等の指導者の養成を積極的に図るとともに、公民館の社会教育団体に対する役割は指導・助言を本旨とし、団体の主体性・自主性を培うために、事務的業務は団体自らが行うものとした。

昭和62年 社南公民館が優良公民館として文部大臣表彰を受ける

県はこの時期、新生活運動や県民運動の活動について、いくつかの公民館にモデル指定地区という形で活動助成金を支給するようになり、その指定を受けた社南公民館では、通常の公民館活動に加えて、次のような活動を展開してきた。

- 地域課題を認識し、地域に目をむけ、地域を良くしていこうという自治の力を育てるための事業を展開した。
- 各集落・町内単位の壮年会を立ち上げ、その連合体である社南壮年連絡協議会を発足させ、そこを中核として“地域づくり”を目的とした「社南ふるさと創り協議会」を組織した。
- 社南ふるさと創り協議会では、各団体の協働による清掃活動・空き缶拾い・「花いっぱい運動」などを展開した
- 先ず地域を知るため、「地域散策」を始め、いろいろな発見を経験することにより、住民のふるさと意識を高め、さらに、アンケート調査やグループ討議等を行い、社南地区の「未来図」を作成した。
- 地域づくりとして展開してきたさまざまな活動は、単にその組織内だけの活動とせず、公民館主催の学級・講座の中に取り入れ、住民の意識の拡大と深化に繋げた。

これら社南公民館の一連の諸活動が評価され、昭和62年11月に優良公民館として文部大臣から表彰を受けた。